

平成27年度公益財団法人横浜市総合保健医療財団事業計画

財団運営

1 財団の設立と新公益法人への移行

当財団は、平成4年4月1日に設立され、要援護高齢者や精神障害者の在宅での生活支援などを行う横浜市総合保健医療センターの管理運営を同年10月1日から開始して22年が経過しました。

財団設立後20年目の節目であった平成24年4月1日には、公益法人制度改革による公益法人として認定を受け、「公益財団法人横浜市総合保健医療財団」として新たな一歩を踏み出しました。

2 新たな市民ニーズへの対応

当財団では急速な高齢化に伴い増加している要介護高齢者、急速な社会進展に伴う軋轢の中で増加しているうつ病や統合失調症などの精神障害者、市民の関心が高く、かつ社会的課題になっている認知症患者に対して住み慣れた地域社会で安心して生活を送ることができるように支援に取り組んでいます。

これまで、市内で開設3番目の老人保健施設の運営、市内で初となる精神障害者生活支援センターや精神障害者就労支援センターの運営など、横浜市の高齢者・障害者施策の一翼を担ってまいりました。また、平成12年の介護の社会化を目的とする「介護保険法」の施行、平成18年の「障害者自立支援法」の施行、平成23年の「精神疾患」を従来の4大疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）に新たに加えた「5大疾病」としての位置づけ、平成25年の「障害者総合支援法」の施行、そして「2025年問題」など、財団を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

そのような中で当財団は、精神障害者の地域移行・地域定着支援をはじめ、自立に向けた就労支援、さらに、認知症の早期診断による早期対応、そして、平成27年度は「認知症疾患医療センター（診療所型）」の横浜市からの運営受託。また、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ中重度者への対応等、様々な市民ニーズへの取組とサービスの質の向上に取り組んでおります。

3 指定管理者制度と特定協約

横浜市総合保健医療センターの指定管理期間（第2期）が平成27年度末までとなることから、本年秋に予定されている次期指定管理者選定に向けた事業計画書作成等の準備を進めてまいります。

また、横浜市と外郭団体で経営目標を締結する「特定協約」の第3期期間（平成23年4月1日～平成26年3月31日）の後、平成26年度は「年次計画」という名称で一年延長した形の単年度の協約でしたが、さらに、平成27年度から、新たな名称である「団体経営の方向性」として3年間の協約を横浜市と締結する予定です。

4 中期3か年計画

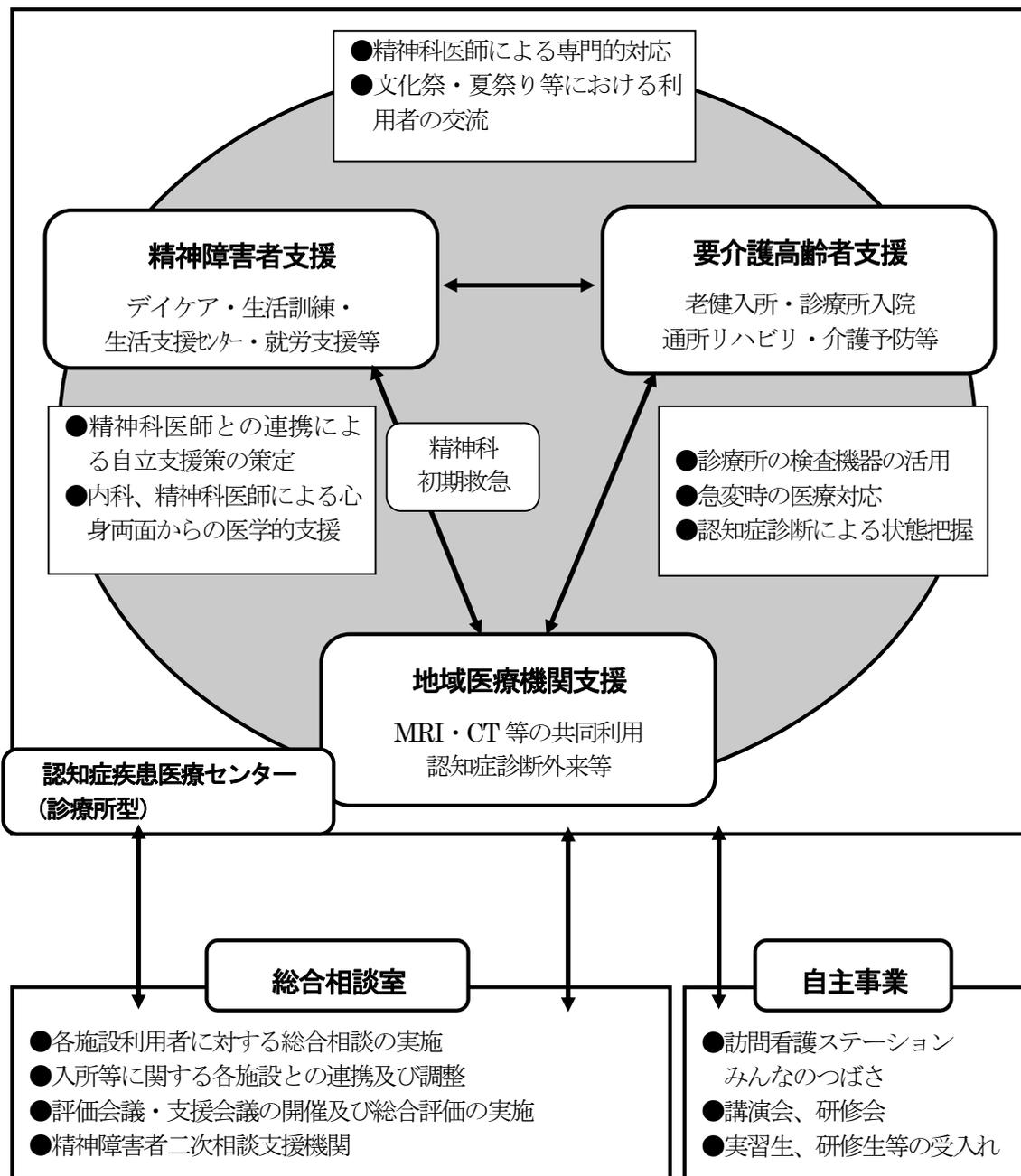
これまで当財団の中期計画については、各運営施設の「指定管理事業計画」がありましたが、これらはいくまでも指定管理期間中の施設単位の事業計画であり、財団全体の5年先、10年先を見据えた中長期的な視点での計画は策定していませんでした。

そこで、当財団の基本理念を踏まえ、財団の10年先を見据えたビジョンを描き、指定管理事業計画や横浜市との協約（団体経営の方向性）等との整合性を図りながら、行動計画としての中期3か年計画を策定します。

横浜市総合保健医療センター管理運営事業

横浜市総合保健医療センターは、保健・医療・福祉の専門機関や関係団体と地域の皆様が有機的に連携し、在宅で援護を必要とする方々に対して、総合的、一体的なサービスを提供する「地域ケアシステム」を専門的・総合的に支援する目的で開設されました。

当センターは、「精神障害者支援」「要介護高齢者支援」「地域医療機関支援」の3つの事業・施設から構成されますが、これらは各々独立したのではなく、それぞれの機能を発揮するために相互に連携・協働し、一体となって在宅支援を行います。総合相談や自主事業も3つの事業を直接、間接に支持するものです。また、講演会や研修会などを通じ、疾病に対する正しい理解やその予防方法等の啓発にも努めてまいります。



1 精神障害者支援事業

近年の障害者、特に精神障害のある方々を取り巻く状況は大きな動きを見せています。

平成23年7月、精神疾患は今後の医療計画で重点的に取り組むべき5大疾患の一つとされ精神保健の課題がより身近なものとなりました。

また、精神障害者が障害者として明確に位置づけられた「障害者基本法」(平成5年)から20年を経て、地域社会における共生の実現に向けて障害者に対する支援をより充実させるため、障害者総合支援法が制定(平成24年6月)されました。

その後も、精神障害者の地域生活への移行を促進する精神障害の医療を推進する「精神保健福祉法改正」と精神障害者を法定雇用率の算出に加える「障害者雇用促進法の改正」(平成25年6月)が行われ、基盤整備が進められてきました。

一方、横浜市の障害者プランでは、平成25年3月までに生活支援センターの市内全区整備が完了し、第3期(平成27年度～32年度)を迎えて、「本人のライフステージを通じて一貫した支援の強化と個々の状況に応じた本人の主体性を獲得する力(エンパワメント)への支援」を基調とした施策展開を目指しています。

横浜市総合保健医療センターでは、こうした状況を背景に、精神障害のある方々が「地域のなかで、自分の生活のスタイルを自分で決めていける暮らしができる」ことをあるべき状態ととらえ、この考えのもと、以下の運営方針により精神障害者支援事業に取り組んでまいります。

1 「人権」「主体性」を基本におく支援

利用者の人権を守り、それぞれの意思と選択に基づいた支援を行います。

2 「地域生活重視」の視点に貫かれた支援

利用者が生き生きと地域生活を送ることができるための支援を行います。入・通所型サービスでは短期間で目標を達成するために利用期限を設け、目標を明確にして支援を行います。

3 計画に基づく支援

利用者のニーズを適切に把握し、計画に基づいた支援を行います。

4 一人ひとりのニーズに合わせた支援

利用者個々のニーズに合わせ、医療・生活・就労の各事業が連携・協働しトータルな支援を行います。

5 他の社会資源との協働による支援

地域の支援ネットワークの一員として、他の社会資源との協働による支援を行います。

また、利用者の地域での生活に必要な継続的サービス提供体制を関係機関とともにつくります。

6 社会的課題を踏まえた先駆的な支援

常に社会的課題を視野に入れ、課題解決を図るための先駆的な支援技術・支援プログラム開発に取り組めます。また、得られた成果は積極的に関係機関に提供し、地域社会全体の支援技術向上を図ります。

平成27年度は、中期3か年計画の初年度として、センターの多様な機能を生かした精神障害者支援の推進に向けて、ケアマネジメントに基づく支援体制の確立や各部門間の連携の在り方について具体的な検討を行います。

また、当財団の運営する神奈川区、磯子区、港北区の生活支援センターでは、平成25年度から開始した指定特定相談事業所として、サービス等利用計画書の作成等の「指定計画相談支援事業」の一層の支援充実を図るとともに、地域移行支援・地域定着支援事業を強化します。

(1) 精神科デイケア（定員40人）

現在、精神科デイケアには、『今後の精神保健福祉医療のあり方検討会』の答申（平成21年）や、『大規模デイケアに対する「疾患別等診療計画」作成の義務化』（平成24年度の基準改定）などを踏まえ、疾患別・症状別・病期別など、期間と対象を明確にした上で、福祉サービスとの差別化を図った、医療的なりハビリテーションに重点を置くことが求められています。

そこで、平成25年8月より、当デイケアの運営方針を「有期限で行う『目標志向型デイケア』」と定め、「病気や特性の理解」と「自己管理能力の向上」を目指し、次のア～ウの通りプログラム編成や運営システム、個別支援等を展開しています。

27年度は、これまでの2年間の取り組みを踏まえ、より効果的・効率的なデイケア運営に努めていきます。また、効果的な運営の1つの指標として、社会復帰率（正式利用者の転帰に占める、一般就労・就学、復職・復学、福祉的就労などへの移行率）に着目し、数値の維持向上に努めていきます。

ア 疾患別・目的別の心理社会的プログラムの充実

対象疾患として「統合失調症」、「気分感情障害」、「ASD・AD/HD」別に、また目的としては、「復職」「就労」「生活改善」別に、それぞれを細分化して必要な心理社会的プログラムを実践しています。具体的には、疾患別・目的別の心理教育やコミュニケーション・トレーニング（SST含む）、集団認知行動療法、集団精神療法等を実施しています。

イ 正式利用1年間の期限付き運営

利用期間をこれまでの『2年間の利用期限あり（更新可能）』から、『体験利用2か月＋正式利用1年間（更新不可）』へ変更しました。加えて4か月1クール制（3クールまで）を導入することで、1年間の正式利用期間中に、心理社会的なプログラムへ計画的に複数回（2～3回）参加できる仕組みを作って運営しています。

ウ 積極的な地域資源への移行支援

ア・イを通じて、疾病自己管理能力の向上を図った上で、具体的な期限後のイメージを利用開始初期から描き、スムーズにデイケア利用及び地域資源への移行を可能にするため、利用者が自身の疾患別等診療計画策定に参画するシステムを作り、計画に基づいて地域の社会資源の紹介・見学同行・説明会などのプログラムと個別支援等を実施しています。

<精神科デイケア延利用者数>

24年度	25年度	26年度 見込み	27年度 計画
8,549人	7,548人	7,808人	8,262人

<精神科デイケア社会復帰率>

: 正式利用者の転帰に占める、社会復帰率（一般就労・就学、復職・復学、福祉的就労への移行率）

24年度	25年度	26年度 見込み	27年度 計画
38.8%	58.6%	60%	60%

(2) 精神障害者生活訓練

人にはそれぞれの暮らし方があります。精神障害者への支援の一環である生活訓練においても、障害特性への配慮とその人が持つ個性や希望に応じた支援が求められています。

利用者が生活訓練において「できていることやできそうなこと」を体験することにより、自信を回復したり可能性に気づいたりすることが「生活維持のコツ」の獲得へとつながります。このコツを活かすことが本人なりの生活を組み立てていく上で重要であり、就労や余暇等の「したいこと」を続けていくための基盤ともなります。

生活訓練ではこうした視点から、利用者へのアセスメントにより浮かび上がったニーズに応えられるプログラムや個別支援、関係機関との連携など内外の取り組みにより、地域生活の実現と継続に向けて取り組んでいきます。

また、精神科病院における長期入院という社会的な課題について地域生活へ移行するための事業を継続していきます。

ア 宿泊型自立訓練 定員20人、自立訓練（生活訓練）定員12人

自立支援法による新体系事業の枠組みの中で、利用者は個別支援計画に基づき「宿泊型自立訓練」を軸として、必要と時期に応じて「自立訓練（生活訓練）」とその他の日中活動系事業を組み合わせて利用します。

(ア) 宿泊型自立訓練（定員20人）

利用者自身が持つ「力」を活かしながら、服薬や金銭の管理、生活リズムの確立、衣食住にわたる日常の生活技術全般の体験を重ね、活用できるよう支援します。

利用期間は、国が標準とする期間に比べ短期間である原則6か月間（最長1年間）とし、短期間の入所により効果的な生活訓練を提供します。

(イ) 自立訓練（生活訓練）（定員12人）

日常生活技術の向上や地域生活移行に焦点を当てた集団プログラムと個別支援プログラムを提供します。単身生活を目指す場合には、アパート探し等、退所後の居所設定支援も行います。

イ 短期入所 定員6人

原則として1週間以内の利用を通して、休息や家族との分離、自立生活の体験等それぞれの利用目的に応じた支援を行います。

利用の手続きにおいては、利用登録制を進め利便性の向上を図ります。

また、利用者が初めての場所でも安心感を持って利用できるように家族や支援者と共に体験的な宿泊を提供します。また、地域の要望に応える緊急避難的な受け入れを継続します。

ウ 横浜市地域生活推進事業（横浜市単独事業。通称：チャレンジ事業）

精神科病院からの退院を目指している方へ、病院以外での生活体験や自立訓練事業の体験利用の機会として設け、地域移行に向けた支援を継続します。

エ 地域移行（退院促進）に関する普及啓発

○病院巡業…啓発活動とネットワークづくり

○出前PR…区役所、生活支援センター、医療機関等で、直接、精神障害者への制度活用、支援者への研修、横浜市総合保健医療センターの利用案内について説明

○冊子の通信販売…「ひとり暮らしのコツ集めてみました。」による生活訓練の支援内容の紹介などの活動に引き続き取り組みます。

<生活訓練利用者数の推移>

	24年度	25年度	26年度見込み	27年度計画
宿泊型自立訓練	5,155人	4,443人	5,140人	5,480人
自立訓練（生活訓練）	2,242人	2,340人	2,500人	2,850人
短期入所	1,828人	1,848人	1,660人	1,840人
横浜市地域生活推進事業	704人	561人	450人	480人

(3) 精神障害者就労訓練

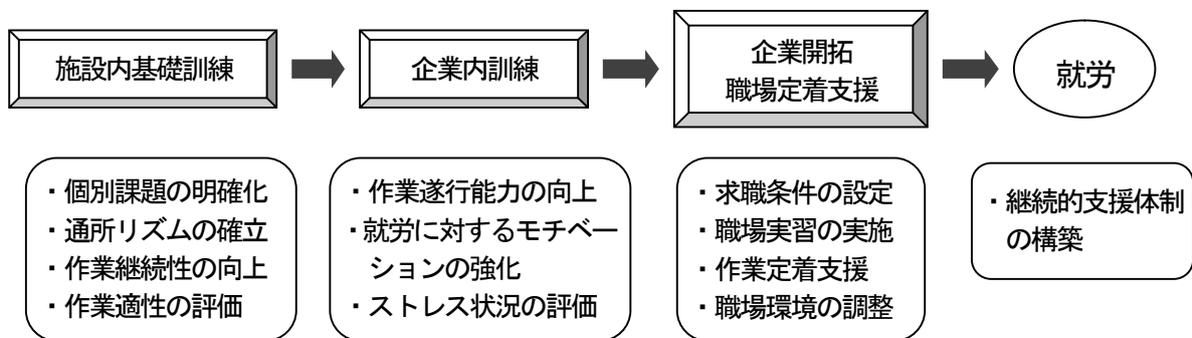
就労訓練係では、公的機関として幅広く精神障害者に職業準備訓練の場を提供すること、訓練期間を長期化させず短期間の利用により利用者を職業生活につなげること、企業内における実際の労働体験により働く意欲を育てること、これらを柱に置き事業を行っています。また、市内では唯一、短期間の通所により職業評価を行う法外サービス「短期評価コース」を併設しています。平成26年度は、就労準備講座、パソコン講座の導入、企業内訓練の整備拡充などプログラムの改変を行い、就労準備支援をさらに効果的に展開する環境を整えました。このような取り組みと呼応するように就労者数も大きく伸びています。

就労移行支援事業では、所内での作業だけでなく、企業環境の下での働く体験を重視し、利用者の方がグループをつくり一般企業等において働く体験を積む「企業内訓練」や、一人ひとりの適性や職業への関心に応じた職場実習をプログラムの中心に置いています。これらは、企業の中で実務に携わることにより、責任を持って作業を遂行する姿勢や、職場での人的環境への適応力を育むとともに、働く意義を感じ取ることをねらいとしたものです。また、利用開始からおよそ6か月間で各訓練プログラムを経験し、その後は求職活動に取り組むことができるようカリキュラムを整え、利用者の方が1年間で就労へ到達できる計画的な支援に努めています。

平成30年の精神障害者雇用義務化を控え、企業の雇用意欲が既に高まりつつあります。この動きを追い風とするために、また障害の軽重を問わず就労を希望する当事者誰もが就労の果実を得ることができるよう、就労訓練係ではさらに就労準備支援の充実に努めます。

ア 就労移行支援事業（長期訓練コース、定員24名）

障害者総合支援法に基づく事業です。施設の中での基礎的な訓練と企業内での実務訓練により、就労とその継続に必要な能力の習得・向上を図ります。また、利用者個々の障害特性や職業適性、希望等に応じた求職支援と職場定着の支援を行い、充実した職業生活実現を目指します。利用者自身の職業への希望や意欲を含めたアセスメントにより、支援課題・支援計画を明確化し、利用者と一緒にそれらを共有しながらより短期間の利用による就労への移行に取り組んでいます。



<就労移行支援事業における訓練・支援の流れとねらい>

<就労訓練係利用者数の推移>

	24年度	25年度	26年度 見込み	27年度 計画
就労移行支援事業 (6か月訓練コース)	4,387人	4,749人	4,800人	4,855人
短期評価コース	517人	517人	450人	517人
合計	4,904人	5,266人	5,250人	5,372人

イ 短期評価コース事業（定員5名）

1か月の短期通所訓練を通して、就労を希望する精神障害者の就労準備性、職業上の課題、作業特性等について評価を行うことにより今後の就労に向けた活動に資することを目的とした財団独自の事業です。精神障害者の障害特性、なかでも環境要因によって作業能力が変動しやすい特性を考えると、的確な職業アセスメントを行うためには、一定期間の通所によりその状況を観察することが必要になります。短期評価コースは、当事者がご自分の適性や職業上の課題を理解し、また、それらを支援者と共有するための機会を提供しています。さらに、就労移行支援事業の対象とならない休職中の方の復職に向けた生活リズム・体調調整の場としても利用されおり、多様なニーズに応えるサービスとなっています。最近では、当事者自身が直接利用申し込みをされるケースだけでなく、各区福祉保健センター、市内障害者就労支援センター、発達障害者支援センター、精神科デイケア等、関係機関の紹介による利用が増加しています。

(4) 精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」

精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」は、平成17年10月に、横浜市内最初の精神障害者を対象とした就労支援センターとして設立されました。現在も、精神障害者（近年増加傾向の発達障害者も含む）を専門とした支援を行っています。就労を希望する当事者の方の相談に応じるとともに、一人ひとりの障害特性や職業適性に応じて、職場実習やジョブコーチの派遣による職場適応支援等の就労支援を行い、開所以来430名ほどの方が就労しています。

また就労した方が安定して働けるような職場定着支援を重視しており、就労先で日常的に障害者をサポートできる人的環境を形成する支援（ナチュラルサポート）にも力を入れています。就労した方からの職業生活継続に関する相談も増えており、こうした状況は、当事者の就労支援、職業生活継続支援に対するニーズが極めて高いことを表すものです。

平成27年度は、こうしたニーズに引き続き対応するとともに、精神障害者の就労における課題である短期離職の削減に取り組んでいきたいと考えています。また、当事者の希望を重視した支援の展開や他の就労支援機関、生活支援センターなど関係機関との連携の強化に取り組んでいきます。

当センターは、すべての利用者の方と支援計画の取り交わしを行い、支援希望内容を具体的に確認し、また職場体験実習やジョブコーチ支援により、利用者一人ひとりの特性を的確に把握し、マッチングの良い仕事に就いていただくよう支援しています。

ア 就労に向けた支援

(ア) 職業相談

就労生活を目指す際に必要な事柄について全般的な相談支援を行います。

(イ) 求職活動の支援

- ・利用者の方の適性や障害状況に応じて、就労先企業を探すことを支援します。
- ・公共職業安定所への同行、採用面接への同伴等、利用者の方の求職活動にあたっての支援を行います。
- ・仕事の内容や勤務条件について企業との調整を行います。

(ウ) 体験実習

訓練施設や一般企業において仕事の体験実習を行います。実習を通して就労の方向性や就労条件などについての評価を行います。

(エ) 雇用前実習

就労を前提に、雇用先企業において従事する業務の実習を行います。実習の結果を踏まえて、雇用する企業と就労希望者が合意すれば、雇用となります。

(オ) ジョブコーチ支援

実習への同行、雇用先企業への訪問などにより、業務習得へ向けた助言や適正な業務内容調整などを行い、職場定着を支援します。

イ 就労後のフォローアップ

職場訪問等により、就労の継続・安定を図るための支援を行います。

ウ 他の支援サービス機関との連携

就労や日常生活の安定を図るため、必要なサービス機関と連携し支援体制を作ります。

エ 事業主支援

企業が障害者雇用を円滑に行えるよう、業務内容設定や職場環境整備に関する助言などを行います。

就労支援センター（ぱーとなー）延利用者数

	24年度	25年度	26年度 見込み	27年度 計画
相談・支援者数	3,897人	4,071人	5,500人	5,500人
実利用者数 (定着支援を含む)	284人	206人	236人	230人
支援終了者数	117人	33人	68人	70人
支援就労者数	31人	33人	37人	37人

*相談・支援者数は、25年度までは面接相談及び電話相談に限って集計していましたが、26年度より、ジョブコーチ支援・勤務先訪問・通院同行等の支援を行った数も集計しています。

(5) 精神科初期救急

精神障害のある市民の地域生活を支える基本的な仕組みの中には、いつでも安心して適切な治療を受けられる精神科医療体制を確保することが不可欠となります。

二次及び三次救急については24時間体制が整備されましたが、他の疾患と比べ精神疾患に対する救急医療は十分とは言えません。

横浜市総合保健医療センターでは、平成27年度も引き続き地域の精神科医療機関の協力を得て、市内で唯一、多くの医療機関が診療を実施していない土曜の午後及び日曜・祝日・年末年始昼間の初期救急診療を実施いたします。

具体的には、本人又は御家族が、神奈川県精神保健福祉センターの精神科救急医療情報窓口にて電

話相談し、外来診療が必要であると判断された場合、当センターに連絡があり、診療を行います。

参考) 初期救急 : 精神症状の悪化により外来診療が必要とされる場合

二次救急 : 精神症状の悪化により入院診療が必要とされる場合

三次救急 : 自傷他害の恐れがあり警察官などの通報により診察を実施する場合

	24年度	25年度	26年度 見込み	27年度 計画
開所日数	120日	121日	121日	123日
受入人数	91人	90人	78人	100人

(6) 港北区精神障害者生活支援センター

横浜市の中期計画（平成18年度～平成22年度）に示された、精神障害者生活支援センターの整備における、市内14番目の施設として、平成21年6月1日に横浜市総合保健医療センター内にオープンして5年が経ちました。

平成23年度に、精神障害者地域移行・地域定着支援事業（退院促進支援事業）及び自立生活アシスタント事業が開始され、更に平成25年度から「指定計画相談支援事業」を実施していますが、引き続き横浜市総合保健医療センターの各機能と連携しながら、総合的な支援を展開してまいります。

港北区生活支援センター延利用者数

24年度	25年度	26年度 見込み	27年度 計画
32,248人	33,384人	30,000人	28,000人

2 要介護高齢者支援事業

2025年には団塊の世代が75歳の後期高齢期を迎え、急速な超高齢社会の進展による認知症や寝たきりの支援を必要とする要介護高齢者の増加により、その支援はますます重要課題となってきます。

センター開設時、市内に3か所であった介護老人保健施設は、介護保険制度の創設により現在80か所になり高齢者の安心は大きく前進しました。その反面特別養護老人ホームや高齢者援護施設の急速な整備とともに介護職員の処遇に見合わない重労働により職員の定着が進まないこと、入所者の医療費は原則として介護報酬に包括されることなどから、医療ニーズを伴う要介護者の利用が抑制されること等の問題も生じています。

当センターでは、こうした課題に「しらさぎ苑」と「診療所病床」を有機的に連携させることで、介護度と医療ニーズが高いため他の介護老人保健施設では受け入れの難しい方に対応するなど、各部門が連携して取り組んでいます。しらさぎ苑は、全国老人保健施設協会実地研修指定施設でもあり、特色ある運営で要介護高齢者・家族にきめ細かく対応をしています。

平成27年度も、センターの基本理念『「個の尊重」「安心と信頼」を大切に質の高いサービス提供を目指します』の下、下記の基本目標を掲げ「効率的運営」と「質の高いサービスの提供」で、利用者の高い満足が得られるよう事業を遂行してまいります。

1 個の尊重と安全で適切なケア

利用者一人ひとりの生活と人生を尊重する姿勢をケアの基本とし、利用者のニーズ、心身の状態に合わせた安全で適切なケア提供に努めます。特に、認知症利用者については、専門医によるコンサルテーション提供や臨床心理士による回想法など専門性の高い職員のキャリアなどを活用して適切なケアを提供します。

2 利用者ニーズに即したサービスの提供

利用者やその家族に対し毎年満足度調査を実施し、PDCA（業務改善サイクル）を活用して、利用者満足度の向上と質の高い療養・介護環境の実現を図ります。また、短期入所や医療処置が必要な利用者等を積極的に受入れ、市民ニーズに即したサービスを提供します。さらに、評価システムを機能させ、評価・情報公表を積極的に行い、サービスの質の向上に努めます。

3 ふれあい・であいの開かれた施設運営

開かれた施設運営を図り、高齢者の在宅生活を支援するため、地域の人々や自治体・関係諸機関等と協働し、地域ネットワークの構築を目指します。

4 サービスを支える人材の育成

人が人に対して行うサービスは、職員のケアの実践力が鍵となります。要介護高齢者支援サービスの担い手として、各種研修会への参加や実践できるスキルを身につけるなど、確かな知識と技術を基盤にした専門性の高い実践力向上を目指します。

また、サービスの質向上のため、専門的・人間的能力の高い実践モデルの育成を図ります。人材育成に向けては、職員が主体的に自らの実践力向上に取り組めるよう、成長段階ごとの到達目標を設け、継続的に教育・研修を実施します。

5 健全で安定した経営基盤の確立

市民・利用者の期待や信頼に応える施設として、効率的・効果的な運営に努め、健全で安定的な経営基盤を確立します。そのため、経営目標を組織で共有し、施設稼働率の向上やコスト節減などの実現を図ります。共通の目標に向かって取り組む過程を通して、職員が一体となってセンター運営に取り組む意欲を高めます。

(1) 介護老人保健施設 「しらさぎ苑」

(一般棟50床 認知症専門棟30床 通所リハビリテーション定員20人)

介護保険制度に基づき、介護認定された要介護高齢者の方々に、「施設入所」・「短期入所」・「通所によるリハビリテーション」の介護サービスを提供するとともに、短期入所や通所リハビリテーションでは、制度改正により利用対象となった要支援高齢者の介護予防にも取り組みます。

経営効率の面からは厳しいものの、公立施設の使命として、市民要望の強い、短期入所希望者や医療的サポートの必要な利用者の利便に引き続き寄与するとともに、老人保健施設の本来機能である、在宅復帰率の向上にも努めていきます。

また、今後ますます需要が増大する認知症高齢者の支援として、認知症専門棟には知識・経験の豊富な認知症看護認定看護師や認知症ケア専門士を配置し、入所されている認知症の方々に対し施設での生活をより快適に過ごしていただくとともに、早期の在宅復帰を支援してまいります。

延利用者数

	24年度	25年度	26年度 見込み	27年度 計画
一般棟 50床	17,284人	17,607人	17,300人	17,800人
認知症専門棟 30床	10,874人	11,036人	10,800人	10,900人
通所リハビリ 20人	4,831人	4,258人	4,300人	4,900人

(2) 診療所病床

(医療病床7床 介護療養病床12床)

有床診療所の19床については、現在、7床を医療病床として医療対応が必要な高齢者等に対応するとともに、12床を介護療養病床として要介護高齢者の受け入れを行い、介護ニーズと医療ニーズを併せ持つ中重度者に対応しています。

また、国の療養病床削減方針等に則って介護療養型医療施設の改革が進行している中、センター内の老健・診療所病床業務課題検討会において今後の施設運営について検討しているところであり、利用者のニーズや横浜市の方針を注視しながら、平成27年度も引き続きセンターにおける診療所病床の活用について検討してまいります。

延利用者数

	24年度	25年度	26年度 見込み	27年度 計画
診療所病床	6,682人	6,737人	6,870人	6,900人

3 地域医療機関支援事業

大病院指向を改め、病院、診療所がそれぞれの機能を発揮し、相互に補完し合う「病・診連携」は、他都市に比べ著しく病院病床の少ない横浜市にあっては、医療資源の有効活用ということからもとりわけ重要であり、横浜市、関係団体においても、統一紹介状の作成等を通じ、診療所から病院への紹介率、病院から診療所への逆紹介率の向上に積極的に取り組んでいるところです。

この「病・診連携」が十分に効果を発揮するためには、かかりつけ医等の地域医療機関である診療所における適切な診断が必須であり、このためには最新の検査機器の整備が不可欠となります。

当センターでは、開設以来、地域医療機関が設置場所や投資費用等の関係から整備することが難

しい高度・高額医療機器を整備し、依頼に応じ検査・診断等を行うことで地域医療機関の診療を支援しています。医療機器の性能は日進月歩であることから、適時の更新を行うとともに、小型化やコストダウンにより地域医療機関に普及した機器については廃止するなど、これら共同利用機器の稼働率向上に努めています。また、当センターが「精神障害者支援事業」「要介護高齢者支援事業」で培ったノウハウと専門スタッフを活用して、地域医療機関では事業展開しにくい認知症診断外来や高齢者生活習慣病外来にも取り組み、これらの患者さんのフォローを地域医療機関につなげることににより連携、支援を行っています。

平成27年2月からは横浜市唯一の認知症疾患医療センター（診療所型）に指定されました。既に指定されている認知症疾患医療センター地域型の済生会横浜市東部病院や認知症患者入院受け入れ医療機関の横浜ほうゆう病院と協定を締結し、今日まで培ったノウハウを生かし認知症患者及び医療機関、その他保健・福祉・介護関係者など地域の支援を行っていきます。

(1) 高額医療検査機器の共同利用

地域医療機関ではスペースや採算性により設置困難なMR I（磁気共鳴イメージング装置）、CT（コンピュータ断層撮影装置）及びR I（核医学検査）等の画像診断機器、トレッドミル、心臓超音波装置、脳波検査機器等を整備し、地域医療機関の依頼に応じて、検査、診断を実施いたします。

なお、平成26年度には運動負荷心電図測定装置の更新を行いました。平成27年度も脳波計装置の更新を予定しており、地域医療機関がより活用しやすい環境を整備いたします。

当センターにおける当該事業については、横浜市医師会報に事業案内を掲載するとともに、各種広報活動を行ってまいりましたが、平成23年度からはホームページの活用に加え、インターネットによるオンライン予約システムを導入し、24時間365日予約可能にするなど地域医療機関への支援及び共同利用件数の増加に取り組んでいます。

延利用者数（所内利用を含む）

	24年度	25年度	26年度 見込み	27年度 計画
MR I 検査	2,462人	2,233人	2,200人	2,400人
CT検査	1,314人	1,423人	1,500人	1,500人
核医学検査	230人	271人	250人	300人

(2) 認知症診断外来・認知症外来

2025年には認知症高齢者が700万人前後に達すると見込まれることから、国ではよりよく生活していくための環境整備をめざし、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を決定しました。当センターでは、加速する少子高齢化の影響で今後もますます需要が増えると思われる認知症患者及びその家族への支援に引き続き取り組み、業務の効率化を図りより多くの市民の診断に努めてまいります。

センターの認知症診断は、共同利用のMR I装置を活用し、原則として二度の来院で迅速に診断を行うことが特長です。さらに、核医学診断装置を使い、より信頼性の高い鑑別診断を行っています。また、認知症と診断された方には、治療が可能な地域医療機関を紹介いたしますが、専門医師が少ないこともあり、希望される患者さんは当センター外来でフォローします。

また、平成27年2月から3年間「認知症疾患医療センター（診療所型）」に指定され、認知症の鑑別診断に加え専門医療相談や地域保健医療関係者に対し研修等を実施し、認知症の進行予防か

ら地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ります。

認知症診断・認知症外来人数

	24年度	25年度	26年度 見込み	27年度 計画
認知症診断	845人	851人	970人	1,050人
認知症外来	3,660人	3,629人	3,650人	3,700人

(3) 生活習慣病外来

横浜市では、平成25年度から「第2期健康横浜21」を策定・推進しており、生活習慣病の改善や重症化予防に取り組んでいます。

最近では、内臓脂肪型肥満に加えて血糖値、血圧、血清脂質のうち2つ以上が危険域にあるメタボリックシンドロームも、動脈硬化を年齢相応より早く進行させるものとして問題となっています。当センターにおいても高齢者を側面から支援するため、啓発活動とともに原因治療に重点をおいた生活習慣病外来を充実してまいります。

また、生活習慣病外来患者のサポートとして管理栄養士による栄養指導やシニアフィットネスへ繋げていくとともに、一般医療機関が取り組みにくい障害者に対する生活習慣病の外来診療にも取り組んでまいります。

引き続き、横浜市国民健康保険加入者等に対する特定健康診査や75歳以上の横浜市民に対する横浜市健康診査を実施し、生活習慣病の早期発見を図るとともに、診査結果に基づいて早期の治療を行うことにより、生活習慣病の重症化予防及び市民の健康増進に寄与してまいります。

延利用者数

	24年度	25年度	26年度 見込み	27年度 計画
生活習慣病外来	4,346人	4,402人	4,400人	4,600人
特定健康診査等	134人	132人	150人	150人

4 総合相談事業

保健師や精神保健福祉士、社会福祉士等の専門職を配し、利用者や家族のみならず地域の関係機関等に対し、総合的な相談支援の拡充を図ってまいります。また、認知症疾患医療センター（診療所型）としての役割を拡充させ、複合施設として各部署との連携を更に推し進めることで、安心してその方らしい生活を送れるよう総合的な支援を進めてまいります。

(1) 相談・情報提供

精神障害者や高齢者等の方々の、福祉、保健、医療等に関する様々な相談に対応します。適切な情報提供と相談を行うことで、住み慣れた地域で安心した生活を送れるよう支援いたします。

(2) 受入会議

高齢者の長期入所受入に当たり、利用者ニーズや適切なサービス提供等について、医師、看護

師、ケアワーカー、ケアマネジャー、管理栄養士、作業療法士、理学療法士、支援相談員等（以下「専門職等」という。）による受入会議で検討いたします。

(3) 支援会議

精神障害者支援施設の支援会議は、関係機関だけではなく、ご本人及びご家族にも参加していただき、ご本人を中心としたケアマネジメントを推進し、より充実した会議を開催いたします。

(4) ケアカンファレンス（ケアプラン会議）

高齢者に対し提供するケアプランの作成、修正、再評価、退所評価を行うため、専門職等によるケアカンファレンスを毎週1回開催いたします。

(5) 二次相談支援機関

「障害者の相談支援については、「次期（第3期）障害者プラン」の中でも相談支援システムの機能強化が重点施策として掲げられています。

近年、精神障害の方の相談だけではなく、重複障害や強度行動障害のある方、多くの問題を同時に抱える方等相談の内容が多様化、複雑化する傾向にあります。地域で行われる事例検討会、カンファレンスへの参加や複数の二次相談支援機関による支援等、関係機関との連携を進めながら積極的な支援を行ってまいります。

5 財団自主事業

指定管理者は、総合保健医療センターの運営に関して、条例の規定に基づき、自主的な企画・運営による自主事業を行うことができます。

平成27年度も、センターの理念と運営の基本方針に沿った公益的使命に基づいた事業を展開いたします。

(1) 訪問看護ステーション「みんなのつばさ」

開設から9年目を迎えた現在ですが、訪問看護への新規依頼件数は増加傾向にあります。

地域で暮らす統合失調症を中心とした精神科疾患の方はもとより、認知症のケースも増加傾向にあります。また、今後、総合保健医療センターが取り組む認知症支援事業の一環でもある在宅支援サービス的一端を担う資源の一つとして訪問看護の活用も期待されます。

また、医療・福祉の多岐にわたる機能を持ち、サービス提供ができる総合保健医療センターでその連携・協働を今後も強化し、より良い支援につなげていくことが求められています。核家族化・小家族化・人口急減超高齢社会の中で、重複する障害を抱えながら多様化する生活スタイルに対応するためにも日曜以外をサービス提供日として、訪問ニーズに対応すると共に今後も公益性と効率性の均衡をとりながら、センターの理念に沿った特徴ある運営に努めます。

延利用者数

24年度	25年度	26度 見込み	27年度 計画
4,072人	4,010人	4,300人	4,800人

(2) 精神障害リハビリテーション講座

精神障害者支援に携わっている職員等を対象に、外部講師を招聘するなどして「精神障害のリハビリテーション」に関する講座を開催いたします。

(3) 家族SST (有料)

当事者のいる家族が、あまり無理をせず、少し楽にご自身の生活を営めるような工夫について、SST (Social Skills Training) を通じて取り組んでまいります。横浜市全区を対象に、年1クール実施してまいります。

(4) 認知症支援講座等

ア 認知症を理解するための情報コーナーの整備、家族向けの講座の開催

認知症の方を介護する家族が、認知症に対する理解と知識を深めることにより、介護の負担が軽減できるよう支援をいたします。対象は当センターを利用する認知症患者のご家族で、認知症に関するパンフレットや書籍、地域の情報等が閲覧できるように整備します。また、年に1回程度精神科医師による専門的な講座を開催します。

イ 認知症介護者カウンセリング (有料)

認知症の方を介護する家族の介護上の悩みや不安について個別に相談し、心理的援助により、介護負担の軽減を図るための支援をいたします。

当センター診療所の認知症診断外来受診者の家族及び介護教室受講者を対象に臨床心理士によるカウンセリングを行います。

ウ 認知症専門医の派遣 (有料)

各区役所から認知症の理解と知識を深めるための講演会等の依頼に対し、当センターの認知症専門医を派遣することにより、当センターの事業PRを行うとともに、センターの専門性を市民に提供いたします。

(5) 高齢者支援シニアフィットネス事業

運動指導事業 (有料)

専門の運動指導員を配置し、高齢者や生活習慣病などの罹患者に対し、診療所機能と密接な連携を図りながら、個々の目的に応じた運動プログラムを作成し、個別指導を行います。

また、正しいウォーキングフォームの習得や、筋力アップ、柔軟性の向上などを目的とした集団体操を行います。

なお、平成27年度から目的別運動プログラムの中に、MCI (軽度認知障害) の予防・改善のためのコースを設ける準備をしています。

(6) 健康づくり講座 (有料)

健康づくりや疾病の改善に関する情報が氾濫している中、医師をはじめとする医療従事者等専門知識を備えた講師による健康講座を開催し、正確な情報を市民に提供します。また、当センターの事業を紹介し必要に応じ個別相談を行います。

(7) 内臓脂肪CT検査 (有料)

平成20年度から40歳以上75歳未満の方で横浜市国保の被保険者や社会保険被保険者の被扶養者などを対象に特定健康診査が開始されております。この健診は内臓脂肪症候群の該当者や生活習慣病の予備軍に該当した方に対し、特定保健指導を行うことにより予防可能な生活習慣病の発病を減らし、医療保険財源の安定的確保を目的として実施されています。

当センターにおいても毎月10件程度の特定健診の受診者がおり、受診者からは内臓脂肪測定などの希望があります。そこで、このニーズに応えるため、X線CT装置を活用した内臓脂肪CT検査を実施し、市民の健康への認識と自覚の高揚を図ってまいります。

(8) 研修事業

ア ケアマネジャー研修

介護支援に関する当センターの専門性を活かし、市内の居宅介護支援事業者のケアマネジャーを対象に研修を行うとともに、ケアマネジャーとの連携強化、センター事業のPRを図ります。

イ 実習生、研修生の受け入れ

複合施設である総合保健医療センターが持つ機能や実績を活用し、大学医学部、看護大学、看護専門学校、社会福祉系大学、医療技術大学等の学生及び施設職員等を対象に、専門職種の人材育成を目的として、各部門において実習生、研修生の受け入れを実施いたします。

ウ 臨床研修医の受け入れ

質の高い医療を継続するには、研修医の質の高い教育が必須です。当センターでは「地域医療」の研修機関として、継続して臨床研修医を受け入れており、平成17年度、18年度、21年度に横浜市大病院から優秀指導医を受賞しました。今後も教育プログラムの工夫を行い、受け入れを実施いたします。

エ 全国介護老人保健施設協会実地研修

当センターの「しらさぎ苑」は全国老人保健施設協会から一定の条件を満たした実地研修施設の一つとして位置づけられています。平成 年度も引き続き他施設職員のケアサービスの質の向上に寄与するため実施研修を実施してまいります。

6 総合保健医療センターの維持管理等

(1) 総合保健医療センターの維持管理

「指定管理者の業務の基準」に従い

- 1 施設・設備機器保守管理業務
 - 2 清掃業務
 - 3 什器備品等の管理業務
 - 4 保守警備業務
 - 5 環境衛生管理業務
 - 6 廃棄物処理運搬業務
 - 7 情報管理システム保守管理業務
- を行います。

(2) その他の業務

「指定管理者の業務の基準」に従い

- 1 事業計画書の作成
 - 2 事業報告書の作成
 - 3 自己評価の実施
 - 4 苦情解決機関の運営
 - 5 安全管理に関する取組
 - 6 個人情報の適切な管理
 - 7 情報公開
 - 8 横浜市が実施する事業への協力
- を行います。

精神障害者生活支援センター管理運営事業

生活支援センターは、精神障害者一人ひとりが、地域の中で安心して自分らしい生活を送れるように相談支援、日常生活の支援及び地域交流活動の促進などの事業を行っています。当財団では現在、神奈川県、磯子区及び港北区の3つの生活支援センターの管理運営を行っています。

相談支援では、従来の一次相談支援機関としての専門性を発揮し、他の支援機関と連携した支援を実施すると共に、計画相談支援、地域相談支援、横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業及び横浜市障害者自立生活アシスタント事業などを通して、包括的な地域生活支援の提供を行っています。また、当事者と協働しピアサポート活動の促進などを図っています。

精神障害者支援を行う上で重要なリカバリーの視点を持ちつつ、市内や各区の地域特性に考慮した精神障害者の支援拠点として活動していきます。

1 主な事業内容

(1) 相談支援

- ア **基本相談支援** : 一般的な相談支援に加え、専門職員による困難ケース等への対応、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言
- イ **計画相談支援** : 障害福祉サービス等のサービス利用支援及び継続サービス利用支援（法定給付）
- ウ **地域相談支援** : 地域移行・地域定着支援（法定給付）
- エ **横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業** : 精神科病院に概ね1年以上入院している精神障害者へ、専任の支援員（自立支援員）による退院のための支援を行い、精神障害者の社会的自立を促進する。
- オ **横浜市障害者自立生活アシスタント事業** : 地域で生活する单身等の精神障害者に対し、専任の支援員（自立生活アシスタント）による支援を行い、地域生活の継続を図る。

(2) 日常生活の支援

入浴サービス、夕食サービス、過ごし場の場、生活情報の提供など

(3) 地域交流など

- ア 自立支援協議会への参画
- イ 各種啓発事業、地域生活支援事業、その他（地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業）

2 各施設の事業

(1) 神奈川区生活支援センター

ケアマネジメントの手法に基づく相談支援を行います。また、区の自立支援協議会を活用して医療と福祉の連携の充実を図り、精神障害者の地域移行と地域定着を促進します。

また、これまで行ってきたピア活動支援の継続などを通して、当事者の方の力を活かせる取り組みを実施していきます。

(2) 磯子区生活支援センター

昨年度から相談支援の一環として実施している「統合失調症の当事者および家族交流会」と「精神疾患のある方の当事者会および家族交流会」を引き続き行います。また、「ピア講座」を開催し、ピア活動の普及・育成を図ります。さらに、区内関係機関とのネットワークを活かし、これまで生活支援センターの利用に至らなかった方の利用が促進されるよう働きかけます。

(3) 港北区生活支援センター

延利用者数

	24年度	25年度	26年度 見込み	27年度 計画
神奈川区生活支援センター	35,459人	35,673人	36,622人	30,000人
磯子区生活支援センター	28,032人	27,271人	23,639人	23,000人
港北区生活支援センター (参考・再掲)	32,248人	33,384人	30,000人	28,000人